# 消費者委員会ヒアリング資料

消費者庁地方協力課



# 現在までの取組状況

## 地方消費者行政強化交付金

令和3年度予算 18.5億円 令和2年度補正予算 13.8億円

#### 概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援
- 消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブル等に関する研修の参加に必要な経費を支援
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援

#### 地方消費者行政強化事業(補助率:1/2\*)

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。

1 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の促進に向けた支援

#### 事業メニュー

- (1)情報化の推進(テレビ会議システム、メール等を活用したオンライン相談受付、タブレット端末等を用いた見守りの導入など)
- (2)自治体間連携の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員の活用、都道府県による市町村支援、広域連携の立ち上げなど)
- 2 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

#### 事業メニュー

- (1)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (2)消費者教育・啓発への取組
- (3) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (4)法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組
- 3 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

#### 研修メニュー

- (1)社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3)消費者教育・消費者政策の普及啓発(新型コロナウイルス感染症に関する消費者問題を含む)
- (4)消費者政策に関連する法改正等への対応
- (5) PIO-NET2020 刷新に係る研修

#### <補助対象>

消費者行政に関わる

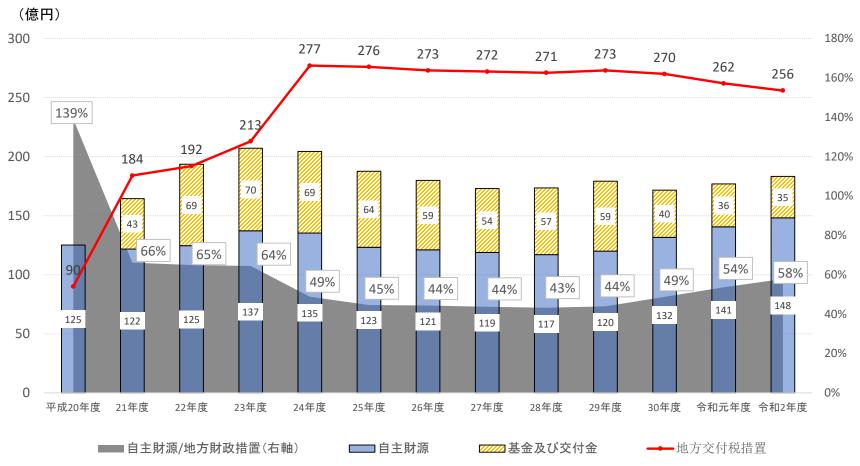
- •消費生活相談員
- •行政職員
- •教員

#### 地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率:定額)

〇 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援

## 地方消費者行政予算の推移

● 地方交付税措置に対して、交付金を除く地方の自主財源は増加傾向にあるものの、 60%を下回っている。





### 1. 消費者行政予算の状況

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年 度(注1)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度差	増減率
全自治体計	14,530	19,472	20,708	19,409	17,961	17,770	17,510	17,774	18,470	17,000	17,693	18,327	18,222	▲ 105	▲0.6%
基金及び	1,417	7,215	6,986	5,679	4,963	5,118	4,914	5,784	6,161	4,165	3,640	3,506	3,287	▲ 219	<b>▲</b> 6.2%
交付金	(9.8%)	(37.1%)	(33.7%)	(29.3%)	(27.6%)	(28.8%)	(28.1%)	(32.5%)	(33.4%)	(24.5%)	(20.6%)	(19.1%)	(18.0%)		
自主財源	13,114	12,257	13,723	13,730	12,997	12,652	12,585	11,990	12,309	12,836	14,053	14,820	14,935	115	0.8%
	(90.2%)	(62.9%)	(66.3%)	(70.7%)	(72.4%)	(71.2%)	(71.9%)	(67.5%)	(66.6%)	(75.5%)	(79.4%)	(80.9%)	(82.0%)		

<sup>※</sup> 当初予算ベース。

### (2) 消費者行政予算のない市区町村数: 令和3年度は前年度比増。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度差
市区町村数	223	144	114	139	135	138	141	160	125	133	138	156	157	1

<sup>※</sup>令和2年度までは最終予算であり、令和3年度は当初予算である。

<sup>※</sup> 平成26年度の補正予算以降、地方消費者行政活性化交付金(基金)から地方消費者行政推進交付金へ移行し、平成30年度当初予算以降は、地方消費者行政強化交付金へ移行しているため、 「基金及び交付金」欄については、平成25年度までは基金のみの額、平成26年度から令和2年度までは基金と交付金の合計額、令和3年度は交付金のみの額となっている(基金は令和2年度で活用終了)。 (注1)平成23年度予算のみ最終予算ベース。

<sup>※</sup> 赤枠内は「令和3年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果(調査時点は4月1日)。



### 2. 相談窓口の状況

(1) 市区町村(政令市を除く。)における相談窓口(消費生活センターを含む。)の設置状況:センター設置率は前年比増

		平成	平成	平成	平成	平成	31年	令和	]2年	令和	3年						
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年		前年差		前年差		前年差
ħ	目談窓口設置の市区町村数	1,375	1,490	1,580	1,603	1,627	1,717	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	0	1,721	0	1,721	0
_	(設置率)	(77.6%)	(86.1%)	(91.4%)	(93.1%)	(94.5%)	(99.8%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)		(100.0%)		(100.0%)	
	うちセンター設置	379	525	636	725	773	814	862	932	1,019	1,084	1,083	<b>▲</b> 1	1,095	12	1,116	21
	(センター設置率)	(21.4%)	(30.3%)	(36.8%)	(42.1%)	(44.9%)	(47.3%)	(50.1%)	(54.2%)	(59.2%)	(63.0%)	(62.9%)		(63.6%)		(64.8%)	
	うち単独設置	348	462	536	577	601	622	647	660	691	724	727	3	726	<b>▲</b> 1	729	3
	広域連携	31	63	100	148	172	192	215	272	328	360	356	<b>4</b> 4	369	13	387	18
	うち相談窓口設置	996	965	944	878	854	903	859	789	702	637	638	1	626	<b>▲</b> 12	605	<b>▲</b> 21
	うち単独設置	989	959	939	869	843	893	849	783	694	635	637	2	626	<b>▲</b> 11	605	<b>▲</b> 21
	広域連携	7	6	5	9	11	10	10	6	8	2	1	<b>1</b>	0	<b>▲</b> 1	0	0
相	談窓口未設置の市区町村数	396	241	148	119	95	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(未設置率)	(22.4%)	(13.9%)	(8.6%)	(6.9%)	(5.5%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)		(0.0%)		(0.0%)	
	(参考)市区町村数	1,771	1,731	1,728	1,722	1,722	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	0	1,721	0	1,721	0

<sup>※「</sup>広域連携」は、広域連合、一部事務組合又はその他の広域的な連携により相談窓口(消費生活センターを含む。)を設置している自治体の数。

	平成	31年	令和	12年	令和	13年										
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年		前年差		前年差		前年差
全自治体計	501	611	684	724	745	763	786	799	830	855	858	3	853	<b>A</b> 5	854	1
都道府県	123	116	113	110	106	103	102	97	94	88	88	0	86	<b>▲</b> 2	86	0
(うちサブセンター数)	(76)	(69)	(66)	(63)	(59)	(56)	(55)	(50)	(47)	(41)	(41)	(0)	(39)	<b>(</b> ▲2 <b>)</b>	(39)	(0)
政令市	26	30	30	31	31	31	31	31	31	31	31	0	28	▲ 3	26	▲ 2
(うちサブセンター数)	(8)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(0)	(8)	<b>(▲</b> 3)	(6)	<b>(</b> ▲2)
市区町村(政令市を除く)	351	462	538	579	603	624	648	661	693	725	728	3	727	<b>1</b>	730	3
広域連合、一部事務組合	1	3	3	4	5	5	5	10	12	11	11	0	12	1	12	0



## 3. 消費者行政担当職員の配置状況

(1)消費生活相談員の配置:相談員数は前年比増。

			平成	平成:	31年	令和	2年	令和	13年									
			21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年		前年差		前年差		前年差
4	<b>全体</b>		2,794	3,138	3,313	3,381	3,362	3,337	3,359	3,384	3,421	3,424	3,379	<b>▲</b> 45	3,324	▲ 55	3,335	11
	うち資格保有		2,138	2,325	2,484	2,561	2,542	2,605	2,651	2,692	2,691	2,784	2,770	<b>▲</b> 14	2,672	▲ 98	2,646	<b>▲</b> 26
			(76.5%)	(74.1%)	(75.0%)	(75.7%)	(75.6%)	(78.1%)	(78.9%)	(79.6%)	(78.7%)	(81.3%)	(82.0%)		(80.4%)		(79.3%)	
		うち消費生活相談員	_	1	_	_	_	1	1	_	512	964	1167	203	1,248	81	1,324	76
		資格試験合格者※	_	-	_	-	_	-	_	-	(19.0%)	(34.6%)	(42.1%)		(46.7%)		(50.0%)	
	うち資格未保有		656	813	829	820	820	732	708	692	730	640	609	▲ 31	652	43	689	37
			(23.5%)	(25.9%)	(25.0%)	(24.3%)	(24.4%)	(21.9%)	(21.1%)	(20.4%)	(21.3%)	(18.7%)	(18.0%)		(19.6%)		(20.7%)	

改正消費者安全法(平成28年4月1日施行)第10条の3に規定する登録試験機関による消費生活相談員資格試験に合格した者。

### (2)消費者行政担当の事務職員の配置:事務職員数は前年比減

		平成	31年	令和	2年	令和	3年										
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年		前年差		前年差		前年差
全 体		5,190	5,226	5,180	5,182	5,158	5,200	5,183	5,230	5,255	5,209	5,213	4	5,169	<b>4</b> 4	5,164	▲ 5
	うち専任職員	1,494	1,570	1,588	1,560	1,528	1,531	1,497	1,489	1,478	1,440	1,413	▲ 27	1,389	<b>▲</b> 24	1,356	▲ 33
	うち兼務職員	3,696	3,656	3,592	3,622	3,630	3,669	3,686	3,741	3,777	3,769	3,800	31	3,780	▲ 20	3,808	28



### 4. 消費生活相談員の処遇等の状況

(1)消費生活相談員の平均報酬額(1時間当たりの報酬単価):平均報酬額は全体で前年比増加。

(単位:円)

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令 和 2年	令 和 3年	前年差
全体	1,500	1,508	1,511	1,527	1,521	1,537	1,553	1,562	1,574	1,760	1,827	67
都道府県	1,446	1,470	1,440	1,459	1,472	1,490	1,508	1,513	1,516	1,749	1,831	82
政令市	1,657	1,650	1,615	1,626	1,634	1,644	1,639	1,645	1,654	1,973	2,038	65
市	1,459	1,466	1,477	1,500	1,481	1,496	1,515	1,526	1,536	1,692	1,759	67
区	2,249	2,237	2,241	2,253	2,268	2,277	2,292	2,283	2,297	2,751	2,872	121
町村	1,369	1,384	1,455	1,425	1,431	1,461	1,458	1,480	1,506	1,609	1,630	21

<sup>※</sup>令和2年以降は、会計年度任用職員等の非常勤職員(委託を含まない)、賞与を含む。なお、賞与を含めずに算出した全体の平均報酬額は1,570円。 ※全体には、広域連合及び一部事務組合を含む。

(2) 雇止めの規定等の有無:雇止めの規定等がある自治体は前年同。

	令 和	3	年		
			有	前年差	無
都道府県	47		0	0	47
政令市	20		0	0	20
市区町村等	1,729		1	0	1,728
合計	1,796		1	0	1,795

雇止めの規定等がある自治体: 石川県金沢市

「雇止め」:条例、規程等(人事等の内部規程を含む。)において、非常勤職員として任用する消費者行政担当者について任用回数に上限を設け、



### 5. 事業の実施状況

(1) 相談・あっせん件数:相談件数、あっせん件数は前年度比減。

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	前年度差
全自	自治体計	1,063,167	1,013,557	982,434	953,652	1,030,219	1,044,958	1,031,187	988,906	1,036,855	1,094,041	1,043,007	1,038,161	<b>▲</b> 4,846
	うちあっせん件数	73,610	73,000	70,471	71,790	82,493	86,303	86,316	86,633	86,072	84,084	93,658	93,271	▲ 387
	(あっせんの割合)	6.9%	7.2%	7.2%	7.5%	8.0%	8.3%	8.4%	8.8%	8.3%	7.7%	9.0%	9.0%	0.0
都道	<b>直府県</b>	404,624	361,013	330,690	305,641	317,264	309,448	300,208	277,039	275,778	269,173	256,992	262,319	5,327
	うちあっせん件数	20,591	19,148	17,669	17,432	19,237	20,275	18,540	17,790	17,727	15,804	17,235	17,772	537
	(あっせんの割合)	5.1%	5.3%	5.3%	5.7%	6.1%	6.6%	6.2%	6.4%	6.4%	5.9%	6.7%	6.8%	0.1
政令	市	182,369	187,135	189,889	181,143	199,389	200,419	197,733	190,978	192,870	194,949	188,139	184,448	▲ 3,691
	うちあっせん件数	12,244	13,907	13,258	12,255	12,878	12,386	12,451	12,525	12,176	11,305	11,421	10,796	<b>▲</b> 625
	(あっせんの割合)	6.7%	7.4%	7.0%	6.8%	6.5%	6.2%	6.3%	6.6%	6.3%	5.8%	6.1%	5.9%	▲0.2
市区	医町村等	476,174	465,409	461,855	466,868	513,566	535,091	533,246	520,889	568,207	629,919	597,876	591,394	<b>▲</b> 6,482
	うちあっせん件数	40,775	39,945	39,544	42,103	50,378	53,642	55,325	56,318	56,169	56,975	65,002	64,703	▲ 299
	(あっせんの割合)	8.6%	8.6%	8.6%	9.0%	9.8%	10.0%	10.4%	10.8%	9.9%	9.0%	10.9%	10.9%	0.1

あっせん:単なる事業者への連絡や取次ぎではなく、事業者との間に立って、解決策を提示することなどにより、解決することを指す。

(2) 自治体職員、消費生活相談員の研修への参加:市区町村等の約37%では職員や相談員が研修に不参加。

			都道	府県					政令	市					市区町	村等		
	平成 28年度	28年度 29年度 30年度 元年度 2年度 差						平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		前年度 差	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		前年度 差
研修参加自治体数	28年度 29年度 30年度 元年度 2年度 差   47 47 47 46 47					1	20	20	20	20	20	0	1,299	1,286	1,236	1,184	1,086	<b>▲</b> 98
研修不参加自治体数	0	0	0	1	0	<b>1</b>	0	0	0	0	0	0	430	443	493	545	643	98
参加自治体数の割合	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	100.0%	2.1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0	75.1%	74.4%	71.5%	68.5%	62.8%	<b>▲</b> 5.7



## 5. 事業の実施状況

(3)講習等(出前講座を含む。)の実施:全ての都道府県で講習等を開催。

			都道	府県			政令	市			市区町	<b>丁村等</b>	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	前年度差	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	前年度差	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	前年度差
講習等実施	拖自治体数	47	47	47	0	20	20	19	<b>1</b>	968	927	692	<b>▲</b> 235
講習等未到	実施自治体数	0	0	0	0	0	0	1	1	761	802	1,037	235
出前講座到	講習等未実施自治体数 —————————— 出前講座実施自治体数		46	45	<b>1</b>	19	19	19	0	860	828	609	▲ 219
出前講座オ	卡実施自治体数	3	1	2	1	1	1	1	0	869	901	1,120	219
実施自治体	本の割合	100.0%	100.0%	100.0%	0.0	100.0%	100.0%	95.0%	<b>▲</b> 5.0	56.0%	53.6%	40.0%	<b>▲</b> 13.6
出前講		93.6%	97.9%	95.7%	▲2.2	95.0%	95.0%	95.0%	0.0	49.7%	47.9%	35.2%	<b>▲</b> 12.7

(4)地域サポーター、消費生活協力団体、消費生活協力員の活用状況:<u>地域サポーター、消費生活協力団体、消費生活協力員は前年比増。</u>

	地:	<b>或サポータ</b>	:—			消費	生活協力	団体			消費	費生活協力	〕員	
	平成 31年	令和 2 年	令和 3 年	前年度 差		平成 31年	令和 2 年	令和 3 年	前年度 差		平成 31年	令和 2 年	令和 3 年	前年度 差
全体	165	173	174	1	全体	131	120	122	2	全体	108	101	122	21
都道府県	26	26	26	0	都道府県	1	1	2	1	都道府県	2	2	3	1
政令市	14	14	14	0	政令市	1	1	1	0	政令市	1	1	1	0
市区町村	125	133	134	1	市区町村	129	118	119	1	市区町村	105	98	118	20